

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 御中

住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員登録に関する誓約書

弊社は、住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員として登録するにあたり、下記事項を遵守し、適正な運用を行い、消費者が安心してリフォームを行える環境整備に努めます。

記

- ◆ 500万円以上（税込み）の住宅リフォーム工事を請け負う場合には、消費者との契約に際し、必ずリフォーム瑕疵保険について説明し、リフォーム瑕疵保険への加入、もしくは加入しない旨の書面の取得、いずれかを行います
- ◆ リフォーム請負状況および瑕疵保険状況調査をはじめ、構成員の状況（許可や資格、工事実績、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力します
- ◆ 木耐協リフォームに関する事業規約を遵守します
- ◆ 住宅リフォーム事業者団体登録制度におけるロゴマーク使用に関する規定を遵守します

以上

組員 ID

年 月 日

会社名

代表者名

印

担当者名

連絡先 TEL

担当者 e メール

※登録団体制度ロゴマークは、
メールでお送りします

WEB研修会で表示されたキーワードをご記入ください

①	②	③	④	⑤

[木耐協埼玉事務局へ郵送してください 〒332-0002 埼玉県川口市弥平 2-20-3]

国土交通大臣 登録団体ロゴマーク完成！ ぜひご活用ください！！

国土交通大臣登録団体になったことで、「登録団体
ロゴマーク」が使えるようになりました！

右の例のように、大臣登録ロゴと木耐協名
または木耐協ロゴを併記したものになります。

【こんな使い方が可能です！】

- ◎ 名刺に入れる
- ◎ 集客チラシに入れる
- ◎ ホームページに入れる

※その他、ぜひご活用ください！

[例①] 大臣登録ロゴ横長 + 木耐協名



[例②] 木耐協縦組みA + 大臣登録ロゴ縦



～～ ご利用いただくために必要なこと ～～

1. 各種規程類を必ずご確認ください

既にお送りしている「木耐協会則一覧」の定款・組合員規程等、また今回お送りした「ロゴマーク使用する規程」をご確認ください。

2. 「リフォーム基本研修会」にお申し込みください

登録団体ロゴマークのご利用には、併せてご案内している「リフォーム基本研修会」に年度内に参加していただくことが必要となります。エリア毎に開催日程が異なりますので、まずは参加お申し込みを頂き、年度内の受講をお願いいたします。

3. 「登録団体ロゴマーク使用申請書兼誓約書」を郵送してください

別紙、「登録団体ロゴマーク使用申請書兼誓約書」に必要事項を記入して、代表社印を押した上で、**木耐協埼玉事務局**へ郵送してください。



- ★ 必要な手続きが完了しましたら、事務局から登録団体ロゴデータのダウンロードURLをお送りいたします。

ご不明な点がございましたら、下記埼玉事務局へお電話ください

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 事務局

TEL : 03-6261-2040

住宅リフォーム事業者団体登録制度のロゴマーク使用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第 52 条 (2) の規定に基づき、住宅リフォーム事業者団体登録制度(平成 26 年国土交通省告示第 877 号)における本組合の登録団体ロゴマーク(以下「木耐協登録団体ロゴマーク」という。)を定めるとともに、その適正な使用を促進することを目的とする。

(木耐協登録団体ロゴマーク)

第2条 本規程で定める木耐協登録団体ロゴマークとは、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク使用規約(平成 26 年 9 月 19 日制定) 第 5 条第 2 項に規定するもので、木耐協登録団体ロゴマーク使用マニュアル(以下「使用マニュアル」という。)に定めた様式をいう。

(使用者の資格)

第3条 木耐協登録団体ロゴマークを使用する者は、構成員(住宅リフォームに関する事業規約(平成 27 年 2 月 26 日制定、以下「事業規約」という。) 第 2 条に規定する者をいう。)で、必要な研修を受講したものとする。

(届出)

第4条 木耐協登録団体ロゴマークを使用する構成員は、あらかじめ、木耐協登録団体ロゴマーク使用申請書兼誓約書を本組合に届け出なければならない。

(遵守事項)

第5条 木耐協登録団体ロゴマークを使用する構成員は、事業規約並びに本規程及び使用マニュアルを遵守しなければならない。

- 2 構成員は、木耐協登録団体ロゴマークを自らの住宅リフォーム事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 構成員は、使用マニュアルで定めた木耐協登録団体ロゴマーク以外のものを使用してはならない。ただし、構成員が他の登録団体の構成員として活動する場合を除く。
- 4 構成員は、構成員のグループ企業、提携業者などの第三者に、木耐協登録団体ロゴマークを使用させてはならない。
- 5 構成員は、使用中の木耐協登録団体ロゴマークが退色、汚染、破損、散逸等しないよう適切に管理しなければならない。
- 6 構成員が、その地位を失ったときは、使用中の木耐協登録団体ロゴマークを撤去・回収するとともに、一切使用してはならない。

(使用料)

第6条 本組合は、構成員から木耐協登録団体ロゴマークの使用料を徴収しない。

(使用の差し止めなど)

第7条 本組合は、構成員の木耐協登録団体ロゴマークの使用目的または使用方法などが適切でないと認めた場合、当該構成員に対し必要な是正措置、使用の差し止めなどを命じることができる。

- 2 本組合は、構成員を木耐協組員規程（平成27年2月26日制定）第10条の懲戒処分とした場合、当該構成員に対し木耐協登録団体ロゴマークの使用を差し止めることができる。
- 3 本組合は、前2項の是正措置や使用の差し止め起因する損害賠償の責任を、一切負わないものとする。

付則 この規程は、5月1日から施行する。

- 2 平成27年末までは、第3条の「必要な研修を受講したもの」は「必要な研修を受講したものまたは受講を予約したもの」と読み替える。

[登録団体ロゴマーク サンプル]

